

教育民生常任委員会会議録

令和3年3月2日

宮古市議会

令和3年3月定例会議 教育民生常任委員会会議録目次

(3月2日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のための出席者	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
付託事件審査(1)	3
付託事件審査(2)	5
付託事件審査(3)	10
付託事件審査(4)	15
閉 会	18

宮古市議会教育民生常任委員会会議録

日 時
場 所

令和3年3月2日(火曜日) 午後1時30分
議事堂 議場

○

事 件

[付託事件審査]

- (1) 議案第54号 宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例
- (2) 議案第58号 宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- (3) 議案第56号 宮古市公民館条例の一部を改正する条例
- (4) 議案第53号 宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例

出席委員（7名）

熊坂伸子	委員長	坂本悦夫	副委員長
白石雅一	委員	畠山茂	委員
橋本久夫	委員	長門孝則	委員
加藤俊郎	委員		

欠席委員（0名）

説明のための出席者

〔付託事件審査〕

(1)

保健福祉部長	伊藤貢君	介護保険課長	川原栄司君
介護保険課 管理係長	関口憲史君		

(2)

教育部長	菊地俊二君	教育委員会総務 課長	中屋保君
教育委員会総務課 施設係長	藤田和幸君	副主幹兼工務係長 (建設課)	佐々木拓君

(3)

教育部長	菊地俊二君	生涯学習課長	田中富士春君
副主幹兼社会教育 係長	里見正人君	中央公民館長	伊藤孝雄君

(4)

市民生活部長	伊藤重行君	環境生活課長	佐々木勝利君
副主幹兼環境保全 係長	松草寒三君		

議会事務局出席者

局長	下島野悟	主査	前川克寿
議会庶務事務員	野崎史穂子		

開 会

午後1時30分 開会

○委員長（熊坂伸子君） はい。それでは定刻となりましたので始めたいと思います。よろしくお願いいたします。ただいままでの出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。本日の案件は付託事件審査4件、説明事項2件となりますので、スムーズな進行にご協力をよろしくお願いいたします。なお各議案の提案理由につきましては、本会議で説明済みでございますので省略いたします。

○

付託事件審査（1） 議案第54号 宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） これより本委員会に付託された議案の審査を行います。議案第54号、宮古市指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例、を議題いたします。質疑のある方は挙手願います。

白石委員。

○1番（白石雅一君） はい、すいません。ちょっと気になったところもあったので質問させていただきます。54の4ページから54の6くらいまでですね、こちらのサービス事業所のほうで定めなければいけない業務継続計画の策定であったり、様々な指針について記載されているんですけども、これらは今後、それぞれの事業所のほうで策定していかなければいけないというふうな認識でいるんですけど、まずそこが間違っていないか伺います。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。基本的には条例で定められることとなりますので、そのように取扱いをしていただくこととなります。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） 新たにつくるということで、いろいろ作業等が出てくると思うんですが、現在、市内にある事業所において、これに値するような方針とか、計画をつくっているという事業所はどのくらいあるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 全てを調べたわけではないですけども、例えば継続計画であれば、ほぼほとんどの事業所さんでつくっているという認識であります。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。計画についてはほぼ全ての事業所でつくっているというお話でしたけれども、今後はそれに追加して虐待の防止であったり、そのほかつくっていかなければいけない部分というのが出てくるようですが、こういった部分について、市のほうから何か指導であったり、こういったふうにつくってほしいね、みたいなやつはあるのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） ひな形的なものがあれば、それはお示ししていきながら、あとは事業所の検査を毎回やっておりますので、そのときに見ていくという感じになるかと思います。ちなみに虐待とかそういうも

のは、基本的にはやっていることを今回明文化したというイメージであるので、各事業所さんそれぞれ文書にしているかどうかわかりませんが、そういった今回反映されたものは既にやっているところが多いという認識でおります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

長門委員、先ほど。はい長門委員。

○14番（長門孝則君） すごく膨大な条文で75ページも、これ条文ここに見るのも大変だなと思って、こまい条文ではないんですけどもね、改正の趣旨っていうか、確認の意味でちょっとお聞きしたいんですが、この条例の改正前は厚生省令の基準を適用して今までやってきたと、今回は厚生省令の基準の改正があって、条例にその分を追加規定をすることになったと。権限もね、厚生労働大臣から市長に権限の移譲もあったというような、こう条文にもありますけども、そういう理解でいいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。そういう理解でよろしいと思います。

今回は3年に1回、介護保険事業計画を策定しておりますけども、国のほうでもそれに合わせて令和3年度の介護報酬改定に関する審議報告ということで、こういったことを今後何だろう、条文化していこうというのを国のほうで決めて、それを厚生省令に載せております。それに従って我々の条例のほうも、そのまま修正するというような考え方で今回提案させていただいています。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 再度の確認ですけども、これからはもう厚生省令の基準でなくて、市の条例を適用してやっていくんだという考え方でいいんですね。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） 国の省令に従って市の条例も改正しておりますので、市の条例に従ってやっていくということになるかと思えます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに。

はい、坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 今、大介護時代を迎えるに当たってですね、地域密着型サービスはきめ細かいサービス内容で、高い期待が持たれていたんですけども、実際はどうかかなというふうに思っていますので、課題と展望についてどのような見解を持っているかお伺いしたい。

○委員長（熊坂伸子君） 伊藤保健福祉部長。

○保健福祉部長（伊藤貢君） はい、課題と展望というご質問だったんですけども、課題につきましては本当にその方、現在必要としている方にサービスが行き届いてるかっていうのを、私たちは調べていかなきゃならないと思ってました。その中でいかにして今まで生まれ育った住んでいる地域のほうで、どういうふうな支援策ができるのかっていうことを今後もケアケアマネジャーさんとともに、いろいろ教えてもらいながら進んでいかなきゃならない。展望につきましてはですね、誰1人取り残さないような格好で、その方に1番合った支援方法を進めていかなきゃなんないのかなというふうに考えてます。すいません漠然とした答えで申し訳ございませんが、そういうふうに考えていました。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 例えば、なかなかその人材が集まらないとかっていうお話なんですけども、この人材

確保が出来ない要因っていうのは、どういうことだというふうに捉えているのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） はい。様々な理由はあろうかと思いますが、まずはその処遇というか、待遇の面が多いのか大きいのかなとは思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 今年度の4月から介護報酬が上がりますので、それで改善ができるのかなというふう
に期待はしているんですけども、なかなか一つ二つの改善ではね、人材確保ができるというふう
に単純には思っていないんですけども、働き方の内容ですよ、報酬を上げるだけでなくその働き方の改修を、その今
3K介護ってイメージがちょっと悪いんで、機械化するかね、ロボット化するかということが今出てきます
けども、そういったことも取り入れて今後やっていくということなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 川原介護保険課長。

○介護保険課長（川原栄司君） まず、介護人材の確保については、岩手県とかと協力しながら周知なり、あと
は我々のほうでも研修とか、そういった学ぶ場をつくったりして、人材育成とかそういうものをやっていき
たいと思います。ロボットとかという話も否定はしないと思いますが、そういうことも視野に入れながら取組
をしていきたいと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） この介護施設、各地域に一つずつつくるという計画ですよ。違いましたっけか。

○委員長（熊坂伸子君） 坂本委員、この議案に沿って…。

○13番（坂本悦夫君） いいです。余りよく読んでないのでごめんなさい。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） いいです、はい。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。はい、ほかになければこれで質疑を
終わります。

これより議案第54号に対する討論を行います討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第54号は原案可決すべきものと決
することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入替を行います。少々お待ちください。お疲れさまです。

〔説明員入替〕

○

付託事件審査（2） 議案第58号 宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を求めること

○委員長（熊坂伸子君） 次に議案第58号、宮古市立河南中学校擁壁改修工事の請負契約の締結に関し議決を求
めること、についてを議題といたします。質疑のある方は挙手願います。

橋本委員。

○9番（橋本久夫君） はい。それでは、ちょっと2、3お聞きしたいと思っております。まず、河南中学校の擁壁な

んですけれども、まずあれですか、完全にもう改修しなければならない地域っていうことだと思うんですが、もうここは出来てからどのぐらいたつものなんでしょうか。この擁壁を最初つくった段階から、年度はどのぐらい経過してるもんなのか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） 30年以上経過しているものです。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 30年以上経過しているっていうことで今回改修工事が入るわけなんですけど、これももう全体的に完全に改修していかなければならないっていう、何ていうかエリア的にもそういうことでの工事と捉えてよろしいんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい。エリア的になっていきますか、この河南中学校の擁壁、亀裂とかですね、その擁壁がちょっと出てきてるとか、前のほうに出てきてるとか、そういうちょっと危険な状態だということで、ここはもう元年に予備調査ですか、して施工しようということで、こちら優先的にまず施工しようということでやったところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 元年に調査して、ここを改修していこうということになったということでございます。それでこれ、図面見るともうすごい長いエリアになるんですけども、左側の部分はこれはあれですか、橋がございませよ、短大のほうに抜けるところが。そこの位置からず一と改修して、一旦プールのところはこれは手をつけないで、またそこから右側のほうっていう工事区分になるのか、そこを確認したいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） 今、委員おっしゃったとおりでございます。プールの部分は今回は施行いたしませんで、その橋のほうから、そしてラントノ沢線から曲がって体育館側の入り口のほう、そちらのほうまで施工区間になってございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） プールのところは特に何も改修するなんていうんですか、ほどでもないように、ここだけは何かしっかりしてるって調査で受けとっていいんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい。プールのところの擁壁は、こちらは大丈夫だという調査でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） それでこの橋のところの部分は通学路でもあり、歩道にもなってる部分ですよ。これを見るとそこまでかかっているんですが、工事でそういう支障というんですか、通学なりそういう一般の方々の通行に対しての、この工事期間中というのは、どんな状況になりますでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい。工事は片側通行の形で施工をしていこうと思っております。当然、安全対策等は万全を期して行いたいと思っております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 片側通行っていうのはどういうことですか。この歩本7歩道の部分を片側にするっていうことですか。その反対側にするっていう意味ですか。今のもう一度お願いします。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい。車道がそれぞれ片側1車線ありますけども、そちらを一方止めまして、その片側通行という意味でございました。当然、歩行者の通行するときには、その分の安全を確保した上で保護者の方も通行していただくという形でございます。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） 了解です。車道の部分を片側にしながら、歩行者もそこを通過させるっていうことですね。そうすると当然、生徒たちもそこを利用をしたりということですねはい。

それで、これ結構なエリアが長いんですが、一斉に始めるか、どっちからか工事が始まるのか、1年間の工事ですね。そうすると、その作業的にはどっちのほうから工事をしていくのか。その辺はどういう流れになるんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 佐々木副主幹兼公務係長。

○副主幹兼工務係長（佐々木拓君） 片側通行により施工いたしますけれども、実際施工する業者さんと相談しながらという形になるかと思いますが、一般車両の通行と、歩行者さんの通行に支障がないような形で計画したいと考えております。

○委員長（熊坂伸子君） 橋本委員。

○9番（橋本久夫君） エリア的にどっちのほうから始めていくのかっていうことがね、1年間の工事の中でどうなるでしょう。右のほうからいくのか、左のほうから来るのか、その辺のなんか区分つてのがあるのかですね、特に決まってないんですかね。

○委員長（熊坂伸子君） お答えが出来ますか。どうでしょう。

中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい。まだ施工計画が出ていません。業者と協議をしながら、どちらから進めるというのは、今後、協議の上で決定していくということで。

○委員長（熊坂伸子君） はい。橋本委員。

○9番（橋本久夫君） いずれちょっと期間も1年間という期間もあるし、それからエリアもね、こういうふうにならばちょっと長いエリアになって、結構交通量とか人も結構ここある場所なんで、その辺のところをしっかりと確認していただきながら、安全に配慮していただきたいなと思っておりました。

それでこれあれですか、内側の部分は全く手をつけなくて、擁壁っちゅうか学校敷地内のほうまで入って、何かこう新たにこうなんですか、補修みたいところまでも加わる工事になるんですか。それとも擁壁だけをどんとやっちゃうような感じなんですか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） 基本的には擁壁の改修工事です、ただ今回のり面も少し学校の敷地側のほうに入るような形での施工になりますので、その部分については工事の対象になりますけども、校舎とか校庭とか、そちらのほうは工事の区域には入っておりません。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑は。

はい、長門委員。

○14番（長門孝則君） この工事費の予算計上のときに本本来は聞くべきだったかもわからないですけども、ちょっと現状についてお聞きしたいと思います。さっきの答弁で、何か一部傾いてるって言ってましたっけ。現状はどうですかね、ブロックに相当ひび割れが来ている、あるいは地盤沈下が来てる、あるいはブロックが擁壁が傾いているとか、今はどういう状態でのいるんですかね。主なところをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） 擁壁に亀裂が入っております。大体20ヶ所ほど確認出来ております。そのほかの擁壁で一部、外側のほうに沈下した関係でちょっと出てきているって言いますか、という部分もございますので、その辺があるので、ちょっと早急ということで、今回の工事をしようというものです。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 河南中学校が出来て30年、30年ぐらいでねえ、ブロック擁壁を大々的に改修するというのは余りないんですね。だからどこにどういう、何が原因でそういうふうになってるのかなと。例えば地震でブロック擁壁が亀裂が入ったとか、あるいはその当初の、当時の工事に不備があったとか、あるいは地盤が是、弱いっていうか、まあ、いろいろあると思うんですけどもね。教育委員会のほうでは原因をどういうふうに捉えていますか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい。当時の施行状態、ちょっとその辺まではちょっとわからないんですけども、おそらくですが擁壁の下の地盤がちょっと軟弱だったために、沈下は当然あったんだろうと思います。その沈下したことによって、擁壁のほうもちょっとバランスが崩れてひび割れたりとかいうのは起きたんだろうなというふうに思っております。地盤改良等も検討いたしましたけども、この擁壁の高さを少し下げることによって、その荷重を減らすことによって、地盤へ与える影響等も少し軽減を図りながらということで今回施工を考えたところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 長門委員。

○14番（長門孝則君） 技術的なことはよくわかんないですけどもね、今、擁壁のブロックの部分を少なくするっていうか、私はね何ていうのかな、その擁壁の傾斜を緩くするというのも一つの方法でないかなと思うんですよ。今の河南中学校、直ではないですけども、直に近いような擁壁ですがね。これを幾らかでも傾斜をつけると。ただ傾斜をつければ上のほうの平場が少なくなりますけども。その辺も考えてみ見たほうがいいんでないかなと、そういう気がします。地盤が弱いっていうか、軟弱ということであるのであれば、基礎を吟味してそして傾斜を緩くして、ブロックの部分を少なくして、上のほうをできるだけしぼるっていう方法にしたらいいんでないかなという、素人考えでそういうふうに思ってますけども、そんなこんなはどうですかね、検討はしてみましたか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） 今、まさに長門委員がおっしゃったような感じの工事の施工に今回なっております。擁壁の高さを下げ、そしてのり面を少し学校の敷地のほうに入り込むような格好に。ただ、それを余りにも入り込むように行きますと、学校の敷地が余り狭くなりますので、そこのバランスは考えて、その地盤がある程度落ちついてきている部分もございまして、その分の荷重とかを考えて施工を考えたところでございます。

- 14番（長門孝則君） この擁壁を大型ブロックでやるということですが、今のブロックよりはずっと大きいブロックになりますか。
- 委員長（熊坂伸子君） はい、佐々木副主幹兼工務係長。
- 副主幹兼工務係長（佐々木拓君） 今回計画しております大型ブロックの厚さは1メートルほど厚くなります。1メートルほどになります。
- 委員長（熊坂伸子君） 長門委員。
- 14番（長門孝則君） 1メートル、今のブロックよりは相当大きいブロックになりますがね。そのほうが強度の面でもあるいはいいのかなと、そういうふうには思っておりますけども。
- いづれ30年ぐらいでこの擁壁を大々的に改修工事するっていうのはやっぱり考えて、今後のことですがね、考えていく必要があるんでないかなと。だからそういう意味で、どこに原因があったのか。もう基盤が、基礎が軟弱であったということであれば、当時30年前の工事がどうだったのかなと、そういう気もするんですよ。二度とこういう大きい改修工事やらないように、やっぱりちゃんと設計をしてちゃんとした工事をやってほしいなど。以上です。終わります。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） 今の橋本委員もそうですし、長門委員もそうなんですが、擁壁のこの改修工事ですから、この添付書類、平面図だけなんだけども、側面図っていうのかな、立ち上げがどうなのかっていうのが分かるような書類があれば理解がしやすかったのかなっていう気がします。それは簡単には出せないですよ。
- 委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。
- 教育委員会総務課長（中屋保君） 今、ちょっと持ち合わせていません。申し訳ございません。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員どうぞ。はい。
- 18番（加藤俊郎君） こういったね、2億3,000万の多分、当初の予定価格は2億7,000万前後だったと思うんですけども、こういった結構大きい事業ですから、もうちょっとわかりやすい形で、理解しやすい形での資料添付よろしくお願ひしたいなと思ってます。
- そこでこれは受け請負契約に関する議決ですので、工事そのものがどうのこうのということではなくて、請負契約の形締結に関する議決っていうことで、その辺についてお伺いします。先日の説明では8社の応札があって請負率が84.66%だという説明をいただきました。それでこれは割り返してみると2億7,545万4,760円っていう、予定価格はこうだったのかなと思うんですが、それで8社のうちに準市内業者も入ってますか。
- 委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。
- 教育委員会総務課長（中屋保君） 8社の内訳ですが、市内業者6で準市内が2の計8でございます。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） こういった入札に関わるようなことについては、4月からの見直しがあるっていうふうに、総務常任委員会がごっかでの説明を受けたような、傍聴したような気がするんですが、4月からの見直しによりますと、市内業者を優先した形で、市内業者でできるような工事であれば市内業者でもって見積りを徴収して、それでもって決定していくっていうような形にしたいっていうような考えを伺いました。それで、これは来年度の工期が3年3月23日から令和4年の3月17日っていう年度をまたいでの工事っていうこともあったりして、こういうやり方で準市内業者も示した形で、8社でもってやったっていうのは、これはこれで市の決まりどおりやったということで、よろしいのかなと思うんですが、8社のうちの2社が準市内業者で6社

が市内業者だっていうことについては、担当課ではどういうふうな考えを持っていますか。っていうのは、市内業者6社だけでも大丈夫というのかな、しっかりした入札が出来たのではないのかな。工事の中身にしても、市内業者だけでも大丈夫だったのではないのかなというのは、どのような感じを持っていますか。

○委員長（熊坂伸子君） 中屋教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（中屋保君） はい、現在の入札の制度と申しますか、それに基づいての市内業者、準市内業者という資格の中での条件付一般競争でございますので、現在の制度においては恐らくその市内・準市内というものが、その条件の部分に入った部分だと思いますので、今回についてはやむを得なかったのかなというふうに思います。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 結構ね、落札率を見るとそれほど高い率ではなかったというふうに見てまして、今までは工事が、結構震災に係る工事とか、台風の被害によつての工事等々あって、工事が結構混んでたということもあって、業者さん忙しかつたということ、それほどのこういったような形、84.66%っていう形はなかなかなかったような気がするんですが、今回はこういう85%を若干切るっていう形での請負率っていうことで、しっかりした工事が、成果品がちゃんとしたものができればいいのかなっていうふうに思っていますので、しっかり施工管理よろしくお願ひしたいなと思います。

それと資料添付の話ですが、思い出していただければいいんですが、前回の会議でもやっぱり資料添付が足りないのがあるから頼むよっていう話をした記憶が私はあるんですが、もうちょっとね、考えながら理解してもらいやすいような形での提案をよろしくお願ひしたいなと思って、再度強くお願ひします。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員よろしいですか。資料については出せるんでしょうか、後日でも。改めてどうですか。

はい、菊池教育部長。

○教育部長（菊地俊二君） はい。ご指摘ありがとうございます。申し訳ございませんでした。断面標準断面標準断面図について、後ほど資料を提出するようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（熊坂伸子君） お願いします。ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第58号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第58号は原案可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よつて、議案第58号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入替えを行いますので、少々お待ちください。

○

付託事件審査（3） 議案第56号 宮古市公民館条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） はい、次に議案第56号、宮古市公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。質疑のある方は挙手を願ひます。

島山委員。

○4番（島山茂君） はい、よろしくお願ひします。公民館条例、午前中、総務委員会の中でも竹花議員がちょ

っと触れたんですけど、私もこの公民館とこの交流センターが運営が一緒になるっていうのは、私も不安をちょっと感じているところがあるので、何点かちょっと聞いて理解を深めたいなというふうに思っていました。

午前中の話だと、利便性と相乗効果が上がっていくからいいよというような説明がありました。まず一つ目ですね、ちょっとお聞きしたいのは、公民館ですので社会教育、生涯教育がメインのまず公民館という、そういう施設だと思うんですが、そういう施設なので、そういう趣旨で借りる利用者の皆さんは今までどおりというか、下のほうに料金表ありますけども、料金は免除申請というか免除なのか、それとも交流センターみたいにある程度料金は負担していくのか。ちょっとそこを確認したいんですが。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい。このたびの中央公民館を市民交流センター内に位置づけることについて、社会教育関係団体が社会教育活動を行う場合については、これは免除するというふうに、今までどおりの取扱いとするということでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） そういうことで、ちょっとホームページを見てきたんですけど、そうすると青年だったり、婦人だったり、PTAだったり、少年だったり、そういった社会的教育活動をしてる人たちは、免除申請すればいまままでどおり、無料でできるんだよということだと思います。

で、この間の説明でも、その方たちは駐車場は無料だよという説明だったんですが、それももう一度確認したいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 今言った社会教育活動する団体の活動中については、これは駐車場も無料ということになります。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） はい。そこも確認しました。ありがとうございます。

このあいだ、このあいだというのは男女共生センターの条例の改正でもちょっと思ったんですけども、今までその施設を活用していた人たちも市民交流センターを利用するようになって、市民交流センターと公民館が合体しているような形で市民の皆さんが利用なさるんだと、こういうふうに理解をするんですが、その方たちも多分中には今までそういう公民館を使ってない方たちも入ってくるわけですね、公民館が合併する中に。そういう方々の中には、サークルとか市民の方もあってしょうけれども、もしかすると社会教育団体みたいな方たちも含まれて入ってくるのではないかと私は予想するんですが、そういう方たちが利用になってくる場合は、もちろん申請すれば使用料は無料だし、駐車場も無料だという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 今までどの施設を使っていたかとかそういうことではなくて、その団体の性格ですとか活動ですとかそういうものに従って免除してまいりますので、それによって免除を受ければ駐車場を免除ということになりますので、フラットピアだったからどうということではございません。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） そうですね、その団体の趣旨によって判断をしていくということですね。

そこでここがちょっと私が迷うところなんですけど、これから公民館と交流センターが一緒になって運営する中で、この利用者区分というのがすごく難しいのではないかなというふうに思ってます。ちょっと次の条例

と関わるんですけども、市民交流センターはこの下のほうにある使用料の料金のところは、料金免除っていうのは私は基本的にはないと思ってたんですが、ちょっともしわかっていけばそこを確認したいんですけども。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 市民交流センターの免除の要件については、施行規則の中で定められておりまして、その中に社会教育団体の社会教育活動についても免除するという規定が設けられておりますので、そこは同じような形になってございます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） なるほど。私の勉強不足で、私はそこの免除規定はないのかなと思ってたんですが、同じような基準であるということですね。はいわかりました。

それでは次に私がちょっと疑問に思ったのが、次の下の料金表のところですよ。今回、公民館が市民交流センターと一緒になるということで、基本的には市民交流センターの料金にしたのかなというふうに思ってますけど、次の56の2の表に移ると、下のほうには中央公民館分館の料金が出ています。そこでは市民交流センターのほうではもう大きく言えば、料金は2区分で9時から5時までと、5時から夜の9時までで、分館のほうはこれは昔の何か理由があってそうなのかなと、私はこのあいだ初めて知ったんですけど、3段階で午前と午後とあと夕方夜ってあって、私はふと疑問に思うのは、まずこの公民館で、ちょっと疑問に思ったんで来る前にホームページ調べたんですけど、公民館によって、午前午後料金が別々の施設もあるし、公民館で午前午後も同じ料金もあったりして、それは今までの経過の中でどういうふうに区分が同じだったり違ったり、ちょっと私も理由はわからないんですけど、意見として私が思うのは、この際ですね、この公民館条例を改正するっていうに当たっては、料金をやっぱり一律にしたほうがよろしいんじゃないかなと。私はこれを見て、ちょっと今回調べてみて思ったんですが、午前と午後、なんで料金が特に午後はいつも場所によっては高くなってるとなってますけど、何でそういう理由で差別化をしたのかちょっと話もそれは調べてわからないんですけど、いずれ意見としてしゃべりたいのは、午前と午後とかっていうのはもう少しこの56の1みたいにシンプルに、この際、公民館条例の料金の改正をしていったらどうかという意見なんですけどどうでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 今回の中央公民館の料金設定は、市民交流センターの施設の中に位置づけられることから、市民交流センターと同様にしているものであります。公民館については、ご質問にもありましたとおり今までの経緯の中でこういうふうになっていると思います。そして、こちらのほうは時間単位ではなくて、その区分ごとの料金ということになっておいて、料金の考え方も違うということです。これはこの公民館というのは公民館全体に関わることでありますので、公民館の利用の考え方とか在り方の中で、ちょっと今後は研究していきたいと思えます。

○委員長（熊坂伸子君） 畠山委員。

○4番（畠山茂君） ぜひですね、その公民館の料金が2区分3区分、やっぱり私は統一したほうがシンプルで、市民の人たちもわかりやすいと思うので、そこはお願いして私は終わります。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。

はい。坂本委員。

○13番（坂本悦夫君） 先ほど来からも交流センターにですね、中央公民館が設置されるということで、交流センター機能とそれから公民館機能がうまくこのすみ分けしてやっていけるのかという、畠山議員の懸念が今

示されましたし、午前中は竹花議員のほうからもそういう懸念の意見が出されましたけれども、私はもう一つ心配なのはですね、懸念するのは、公民館は文化的な活動だけではなく、地域の人たちが気楽に交流する場でもあるわけで、そのことがですねここで一緒にやることによって、失われていくような気がするんですけども、そのことについては問題はないのでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） はい。中央公民館は社会教育活動、それから地域の様々、地域活動について、今までも活動の場として広く使われてきたところでありまして。ご心配するところの部分につきましては、それらの団体の活動が阻害・停滞しないよう、ますます進んでいくように公民館の活動について専門的な知識を持つ公民館長とか公民館主事のほうもこの中に入ってですね、団体と連携をとりながらやってまいりますので、そういったことのないようにしてまいりたいと思います。

○13番（坂本悦夫君） やっていただきたいと思います。

もう一つ伺います。公共施設では利益を目的とした物品の販売は認められていないわけなんですけども、今度のこの交流センターでの公民館活動で、例えば講師を呼んで講演をした場合に、講演の内容を十分に理解してもらうために、自分が出している書物を販売したいと思うときがあるわけなんですけども、そういう場合でもやっぱり書物の販売は認められないのでしょうかね。私はその辺は柔軟にやってほしいなというふうに思っているんですけども、どうなんでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 営利活動をそのままこう助長する、助けるような活動であれば、ちょっとこれは利用の要件にも関わってくるんですが、その講演会に附属してその知識を広めて、市民の生涯学習に資するところがあるとか、その辺のことを主催団体のほうともよく話をしながら、ちょっとそこはケースバイケースで判断させていただきたいと思います。

○13番（坂本悦夫君） わかりました。柔軟にやっていただけるというふうに理解いたします。はい以上です。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） 委員長。はい、ちょっと気になった点でお聞きしたいのは、フラットピアのときは団体登録とかという制度もありましたけど、今回の公民館の市民交流センターと一緒になるに当たっては、そういった団体登録制度とかっていうのは特にはないということでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 公民館でも団体登録ございました。これはいわゆる団体登録して定期的に部屋を利用したいというニーズでございます。これについては、同じような形で市民交流センターを利用する場合についても、中央公民館として市民交流センターを利用するというところでございますので、団体受付登録の申込みについて今募集をかけているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。定期利用の団体登録は今募集中ということですが、そうすると公民館として使いたい団体さんと交流センターとして使いたい団体さんが同じタイミングになったときは、公民館のほうが優先されるということですか。

○委員長（熊坂伸子君） 田中生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） そこについては一体的に今募集をしておりますので、公民館の団体にも声が

けをして市民交流センターのほうで取りまとめをしまして、それを調整していくという形をとっておりますので、こっちがさつきとかこっち側ととかということではなくて、一緒に募集をかけております。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はいわかりました。利用のほうがますますふえると思われまして、いろんな方々がこういった形になれば使いたいという声もありますので、よろしく願います。以上です。はいありがとうございます。

○委員長（熊坂伸子君） ほかに質疑はございませんか。なければ私から一つ確認したいので、はい。

○副委員長（坂本悦夫君） 進行を交代します。熊坂議員。

○7番（熊坂伸子君） 料金のことです。以前の表、別表第2を見ると、中央公民館も分館も同じ料金、大体同じような料金ですが、これは午前中ですから3時間ぐらい使って760円。午後は5時間ぐらい使って980円という感じですけども、交流センターになると1時間当たりの単価が書いてありますので、3倍したり5倍したりするとかかなり値上がりした感じがあるんですけども、新しい施設になったというのものもあるかもしれませんが、社会教育団体等は免除するというお話もありましたけれども、個人利用等もあるのかなと思って、個人であつてもいろいろなそういう、文化教育活動を促進する方向とちょっと逆行してるような気がするんですけど、実質値上げというこのあたりは交流センターの料金に合わせたというふうな説明もあつたんですが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（坂本悦夫君） はい。生涯学習課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 料金についてはやはり同じ施設を利用するというのでございますので、同じ料金の形をとる必要があると考えました。その個人の利用ですとか、社会教育団体の在り方ですとか、そういったものについては時代の変化によっていろんな考え方が出てきておりますので、その中でちょっと今後研究させていただきたいと思えます。

○副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） 交流センターの料金、前から高いなと私は思ってたんで、この機会に公民館に合わせて値下げしたらいいなというふうには思ってたんですけど、逆に高いほうに合わせたので教育委員会として趣旨を強く言って、値下げの方向に働いていかなかったのか、そういう協議はなかったのでしょうか。

○副委員長（坂本悦夫君） はい。田中課長。

○生涯学習課長（田中富士春君） 同じような施設ですので、同じような料金のほうがわかりやすいだろうというお話はありました。それからもう一つ社会教育団体の活動を促進させていくこと、それから施設の利用促進を図っていくことという議論がありましたので、それらの中で今いただいたご意見についても今後引き続き考えていって、今回のこういった改正の目的は市民の皆様が活動が活発になって、参画と協働のまちづくりをしていくという部分もございますので、そういった中でどういったやり方が、皆さんの多様な活動を活発化させていくのになるかっていうのは、引き続き考えてまいりたいと思えます。

○副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） ぜひお願いしたいと思えます。中央公民館がいろいろ災害等で使えなくなって、それで交流センターを中央公民館の機能も果たさせるっていうこと自体は、便利になっていいなというふう思うんですけど、そのことで逆に分館との料金のすごい開きが出たり、いろいろこう活動にブレーキがかかる方向に行かなければいいなという気が、この条例案を見て思ったので、ぜひその辺りの協議はこれからも考えていた

だきたいなというふうに思っております。よろしくお願いたします。私からは以上です。

○副委員長（坂本悦夫君） はい、ほかにはいい、じゃあ。

○委員長（熊坂伸子君） はい、戻します。ほかに質疑はございませんか。なければこれで質疑を終わります。

これより議案第56号に対する討論を行います討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第56号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） はい。異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案可決すべきものと決定いたしました。

説明員の入替えを行いますので、少々お待ちください。

○

付託事件審査（４） 議案第53号 宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例

○委員長（熊坂伸子君） 次に、議案第53号、宮古市市民交流センター条例の一部を改正する条例、を議題といたします。質疑のある方は挙手願います。白石委員。

○1番（白石雅一君） はい少し質問させていただきます。先ほども公民館条例のほうで聞こうかなと思ったんですが、宮古市市民交流センターが公民館と一緒になるということで、運営協議会の皆さんとかは、どういった意見があって今回条例で出ておりますけれども、一緒になっていくに当たって、どういうふうに運営していくかっていう、そういうお話っていうのはしていらっしゃいますでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） はい。まず、公民館と交流センターが一緒の場所にとということにつきましては、基本的に交流センター側からの説明といたしましては、交流センターの機能としては変わらないということで、運営協議会の委員さんにはお話をしております。その中で交流センターの活用につきましては、市民の方が自由に集まって活用できる施設というところもございましたので、そういう部分について悪い影響が出ないよというふうなお話がありました。そこにつきましても従前の使用の方法を引き続きやっていきたいということでお話はしております。

○委員長（熊坂伸子君） 白石委員。

○1番（白石雅一君） はい。運営協議会の皆さんの危惧するところもそうだなと思いますし、交流センターとしてはそのなんだろうな、貸館利用、部屋の貸出しの利用だけではなくて、学生の方々がテーブル使って勉強したりなど、結構周辺の若い人たちの集まる場所にもなってますので、公民館としての利用をする方々と、今まで市民交流センターでずっと利用をしていた若い人たちとの世代っていうところが、うまくこう交わればいいなというふうには思ってます。何か公民館の人たちが利用してそういった地域の方たちだけのほうの集まりがふえてきて学生たちが追い出されるとか、逆に学生たちが占拠していてそっちの方々が利用出来ないとかっていうようなことがないように、お互いしっかり両立できるようにしていただければなと思っておりますが、今後、危惧される点であったり、課題になるような部分というのは、特に今のところは挙げられてないでしょうか。

○委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 現在のところ、今先ほどの公民館のお話のところでもございましたが、定期利用について募集をさせていただいているところがございます。そちらにつきまして、今の交流センターの方には13件ほどの団体さんからの申込みの利用があるところですが、今後その部分の調整のところですね、どの程度の利用率になっていくかというところが、ちょっと今まだ見えてこないというところがございますので、その他の一般の利用される方にも影響が出ないような形で進めさせていただきたいと考えてございます。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。ありませんか。

私からお願いします

○副委員長（坂本悦夫君） 進行を変えます。熊坂伸子委員。

○7番（熊坂伸子君） 開館時間が9時半までというのが9時までになって、公民館のほうに合わせたのかなというふうに思いましたけれども、この時間に使う方にとってはちょっと値上げ感があるなというふうに思うんですけど、この時間帯の利用っていうのはどの程度あるものですか。

○副委員長（坂本悦夫君） はい、課長どうぞ。

○環境生活課長（北館克彦君） この9時から9時半までの利用の部分になりますけれども、平成30年からこの施設が開館いたしまして、まず30年度でございますけれども、こちらの総利用の件数が975件で、そのうち9時から9時半に利用していた団体さんが38件、年間といいますか最初の年は、10月から3月の6か月ということで大体利用率が3.9%ほどになってございます。令和元年度は12ヶ月の利用があったところでございますが、利用件数が2,705件で、9時から9時半までの利用者が47件、利用率が1.74%。令和2年度につきましては、4月から12月までの実績でございますけれども、1,782件ございまして、9時から9時半までが19件で1.07%となっております。

月の利用日数的に見ても、おしなべて大体1番多いところで月の半分ぐらい使ってるかな、1番多いときですね、令和元年の7月が13件、9時から9時半までの利用っていうのがあります。で、月に半分使ってるか使ってないかというような形でございます。そのほかの月につきましては、月に1回とか多くてもあとは5、6回とかという形でございますので、それほど利用者の方は多くないというところもございます。

先ほど運営協議会の話も出ましたが、その中でも利用者が少なければ時間の変更も考えてはどうだというご意見もございました。そして運営協議会の中で、公民館とかを利用されてる委員さんもいらっしゃるんですけども、その委員さんのお話ですと、やっぱり市の施設は大体夜の9時までが利用だって頭の中に入っているようで、違和感は余らないというお話をされていた委員さんもいらっしゃいました。以上でございます。

○副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） 実際には何時ごろまで使われているんですか。

○副委員長（坂本悦夫君） 北館課長。

○環境生活課長（北館克彦君） 交流センターが今、9時半までの利用であれば9時半までに片づけまで終わっていただくというような形でお願いしてございます。

○副委員長（坂本悦夫君） はい。熊坂委員。

○7番（熊坂伸子君） それとこの条例には9時半後に利用する場合の使用料は云々って書いてあるんですけど、9時半後も利用する団体とかってはあるんですか。これまで

○環境生活課長（北館克彦君） ございません。

- 副委員長（坂本悦夫君） はい熊坂委員。
- 7番（熊坂伸子君） すると今度は、今までは9時半には撤収してたものが、今度は9時までには片づけて撤収ということになるんですかね。
- 副委員長（坂本悦夫君） 環境生活課長。
- 環境生活課長（北館克彦君） おっしゃるとおりでございます。
- 副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。
- 7番（熊坂伸子君） 今、運営協議会のお話も出ましたが、交流センターの料金が安いという意見はないんですか。
- 副委員長（坂本悦夫君） 北館課長。
- 環境生活課長（北館克彦君） 運営協議会のほうでは相応の負担は必要だというご意見はございます。高いというお話は、今まで聞いたことはございません。
- 副委員長（坂本悦夫君） 熊坂委員。
- 7番（熊坂伸子君） 私からは以上です。
- 副委員長（坂本悦夫君） 元に戻します。
- 委員長（熊坂伸子君） ありがとうございます。ほかに質疑はございませんか。加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） 遅くなって申し訳ないんですが、今気がついたんですが、いわゆるコロナウイルスの感染者がふえた場合に、例えば飲食についてはできれば時間配分っていうような要請があると思うんですが、そういった場合にはこの交流プラザの使用については考え方を持ってますか。
- 委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。
- 環境生活課長（北館克彦君） はい。今現在テーブルに座る方を制限して、いつもはテーブルに4人掛けなんですけれども、2人がけにしてという形で進めさせていただいております。今テーブルに仕切りを設けまして、そういった形で飲食のほう今も当面の間中止をしているところなんです、ミヤココさんの営業も始まるというところも見込んで、パーテーション、仕切りをつくってですね、その上で感染予防しながら飲食もできるような形で今、進めさせていただこうと考えてございます。
- 委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。
- 18番（加藤俊郎君） 私も24人入れるところを10人の会議にいったことがあるんですが、そのときはパーテーションなくて、アクリル板ない形で、4人のところ2人っていう形だったんですが、そのとき感じたことは確かにパーテーション、アクリル板も必要だなと思ったのと、それから換気システム、なんていうのかな、置いてありましたよね、上からのやつじゃなくて、何ていうのかな据置きタイプの除湿機っていうか加湿器っていうタイプのやつが置いてあったんですが、要するにねあれは置いてあっても部屋の全体の喚起っていうのが、これじゃあいかなものかな、喚起がもうちょっと工夫があってもいいのかなっていう、利用者の立場としてはそういうふう感じたんですが、それをやるっていうのは結構難しいということを承知しながら話ししてらるんですが、例えば入り口のドアを開きっぱなしにするとか、いろいろ条件をつけながら使用していただいたほうがいいのではないのかなっていう感想を持ちましたけれども、その点についてはいかが考えてますか。
- 委員長（熊坂伸子君） 北館環境生活課長。
- 環境生活課長（北館克彦君） 基本的に交流センター、市役所でもですけども、24時間の換気のシステムがついてございます。ただ、会議室とかはちっちゃくなりますので、ご利用の際は市の事業ですと余り声が出ない

ところだと、ドアを開放したまま会議を行ったりですか、そういうところも工夫してやっています。あとは利用者の方にはなるべく最小の時間でということをお話をしながら、ご利用をいただいているところでございます。

○委員長（熊坂伸子君） 加藤委員。

○18番（加藤俊郎君） 今のところに宮古市ではコロナの陽性は落ちついていると思ってるんですが、もしちょっと増えたような場合には、使用制限をかけるとか、貸出しを禁止しているのか中止、短期中止するとか、あるいはまた使い方については2分の1ではなくて4分の1にするとか、いろいろな工夫しながら利用者の立場になっての考え方と、それから感染予防という観点からその辺を十分に考えながら、よろしくお願ひしたいなと思います。終わります。

○委員長（熊坂伸子君） よろしいですか答弁は。

松館市民生活部長。

○市民生活部長（松館恵美子君） 施設の利用制限につきましては、去年からコロナウイルスがはやってきて、去年の7月でしたか、はやったその9月、宮古でも発生したような時期には、交流センターだけではなく、市の施設全般をどうするかというのを対策会議で検討をして、市民交流センターについても一時閉鎖した時期がありますので、全庁的にそれは対応していきたいと思います。

○委員長（熊坂伸子君） はい、よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。はい、なければこれで質疑を終わります。

これより議案第53号に対する討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 討論はないようですので直ちにお諮りします。議案第53号は原案可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。よって議案第53号は原案可決すべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は終了いたしました。お諮りをいたします。3月22日の本会議における議案第53号、第54号、第56号及び議案第58号の委員長報告につきましては、委員長に一任願ひたいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○委員長（熊坂伸子君） 異議なしと認めます。以上で付託事件審査を終わります。

このあと説明事項ですが、5分ほど休憩をとりたいと思います。

午後2時42分 休憩

○

教育民生常任委員長 熊坂伸子